町有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月5日

寒川町長 木 村 俊 雄

#### 1 物件情報

100 11 114 100				
区分番号	売却物件名	面積	予定価格	入札保証金
R2-01	寒川駅北口 宅地 (高座郡寒川町岡田 一丁目4番2)	115. 46 m²	23, 100, 000 円	2, 310, 000 円
R2-02	寒川駅北口 宅地 (高座郡寒川町岡田 一丁目8番17)	136. 37 m²	25, 500, 000 円	2, 550, 000 円
R2-03	寒川駅北口 宅地 (高座郡寒川町岡田 一丁目 20番 11)	201. 58 m²	37, 300, 000 円	3, 730, 000 円

備考 予定価格には、取引に係る消費税及び地方消費税が含まれている。

### 2 申込資格

戸建住宅用地として使用できる方であれば、個人、法人を問わず申し込みの対象となりますが、 次のいずれにも該当する方は申し込みできません。

- (1) 納付すべき税の対応がある者
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項に規定する一般競争入札に 参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者
- (3) 寒川町暴力団排除条例(平成23年寒川町条例第11号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、 暴力団員等または暴力団経営支配法人等に該当すると認められる者
- (4) 参加仮申し込みの時点で20歳未満の者
- (5) 公有財産売却に関する手続を支障なく行うために必要な日本語力を有しない者
- (6) 日本国内に住所および連絡先がない者
- (7) 前各号に定めるもののほか、寒川町が必要とする条件を満たしていない者

### 3 申込方法

次により、申込書に必要書類を添えて、受付期間内に受付場所に提出してください。

## <受付期間>

令和3年4月5日(月)~令和3年4月12日(月)※土・日曜日を除く

# <受付時間>

午前9時から午後5時まで

#### <受付場所>

寒川町 拠点づくり部 寒川駅周辺整備事務所

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165

TEL: 0467-74-1111 FAX: 0467-74-2833

Eメール: ekisyuu@town. samukawa. kanagawa. jp

#### <提出方法>

持参または郵送(郵送の場合は4月12日(月)午後5時必着とし、配達日等の指定のある郵便またはサービスをご利用ください。)

※電話・ファックス・Eメールなどによる申し込みはできません。

## <提出書類>

- ①公有財産売却一般競争入札参加申込書
- ②誓約書
- ③未納の税額がないことの証明(国・都道府県・市区町村が発行する納税証明書または滞納のない証明書等)※現年度を含む過去5年分

- ④禁治産、準禁治産、破産の宣告および後見の登記のないことの証明(市区町村が発行する身分証明書)(個人の場合)
- ⑤登記事項証明書(法人の場合)
- ⑥印鑑登録証明書(個人の場合)又は印鑑証明書(法人の場合)
- ⑦宅地建物取引業免許を有することがわかる書類 (販売を目的とする場合)
- ※①は入札物件ごとに提出してください。
- ※②~⑦は複数物件に申し込みする場合でも1通で結構です。
- ※③~⑥は発行後3カ月以内のものに限ります。
- ※連名による申し込みの場合には、申込者全員の証明書が必要です。
- ※提出された書類は返還しませんので、あらかじめご了承ください。

# 4 書類審査・入札参加資格通知書の送付

入札参加申込書等の書類審査の結果、申込物件の入札参加を認めた場合には、令和3年4月16日(金)までに「公有財産売却一般競争入札参加資格可否通知書」、「入札保証金納付証明書」、「入札保証金充当申出書」「入札保証金返還請求書」を送付します。この書類は、連名による申し込みの場合は、代表者あてに送付します。

なお、申込物件の入札参加を認められない場合には、「公有財産売却一般競争入札参加資格可否通知書」のみ送付します。

## 5 現地説明会

今回は実施しませんので、必ず各自で現地を確認ください。 物件は、現状のままで引渡します。除草、地上・地下工作物等の補修・撤去などは行いません。

## 6 入札保証金

入札保証金とは、誠実な入札者に参加していただくために、納めていただくものです。

(1) 「公有財産売却一般競争入札参加資格可否通知書」(入札参加が認められた)が届いた後、 町が売却物件ごとに定める入札保証金を町が指定する口座に振り込み手続きを令和3年4月 23日(木)までにすませてください。

振込後、「入札保証金納付証明書」の写しをファックスまたはEメール(写真添付)などにより、拠点づくり部 寒川駅周辺整備事務所までお送りください。

- (2)入札保証金の額は、予定価格の 100 分の 10 です。予定価格とは、あらかじめ町が定める最低落札価格です。
- (3)落札者が納付した入札保証金は、契約締結期間中に落札者が契約をしない場合、寒川町に帰属し、還付いたしません。
- (4)入札保証金には、利子を付しません。

# 7 入札

「公有財産売却一般競争入札参加資格可否通知書」で入札参加を認められた物件のみ、入札が可能です。

次により、必要書類を添えて、入札期間内に郵送にて提出してください。

### <入札期間>

令和3年5月6日(木)~令和3年5月14日(金)

## <提出場所>

寒川町 拠点づくり部 寒川駅周辺整備事務所

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165

TEL: 0467-74-1111 FAX: 0467-74-2833

#### <提出方法>

郵送のみ(令和3年5月14日(金)午後5時必着とし、配達日等の指定のある郵便またはサービスをご利用ください。)

※持参・電話・ファックス・Eメールなどによる申し込みはできません。

### <提出書類>

①入札書

- ②入札用封筒
- ※入札書のみを入札用封筒に封かんし、ほか提出書類と一緒に提出してください。
- ※色、大きさの指定はありませんが、中身が透けて見えないものをご用意ください。
- ③入札保証金納付証明書
- ④入札保証金充当申出書
- ⑤入札保証金返還請求書
- ※①③~⑤の押印は、公有財産売却一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と同じものを ご用意ください。

## <入札に当たっての注意事項>

- (1)入札した入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換えまたは撤回することはできません。
- (2) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
  - ①入札に参加する参加資格がない者がした入札
  - ②1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合、そのすべての入札
  - ③所定の入札保証金を納付しない者がした入札
  - ④1物件につき、1人で他人の代理人も兼ねて参加した者がした入札または1人で2以上の代理をした者がした入札
  - ⑤入札書の金額を訂正した入札
  - ⑥入札書の入札金額、氏名等の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他 主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
  - ⑦前各号に掲げるもののほか、町が規定する入札に関する条項に違反した入札

# <開札・落札者の決定方法>

- (1)令和3年5月17日(月)に開札して落札者を決定します。
- (2)落札者は、次の方法により決定します。
- ①有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が寒川町の定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ②①に該当する者が2人以上あるときは、ただちに「くじ」によって落札者を決定します。この場合、該当者は「くじ」を辞退することはできません。
- 落札できなかった方は、入札保証金を入札保証金返還請求書に記載する口座に令和3年5月25日(火)までに返金させていただきます。

#### 8 契約の締結

落札者には、落札決定後、必要な書類を交付します。また、それぞれの物件に公共汚水ますが設置されていないため、あわせて「公共汚水ます等設置位置申出書」の提出が必要となります。

## <契約の手続き>

(1)落札者に「落札決定通知書」、「契約保証金充当申出書」および「公共汚水ます等設置位置申出書」をそれぞれ1部、「土地売買契約書」を2部発送します。

※落札できなかった方は、「落札額決定通知書」のみ発送します。

(2)落札者は、「契約保証金充当申出書」(実印)および「公共汚水ます等設置位置申出書」(認印)をそれぞれ1部、「土地売買契約書」(実印)を2部に、記入、押印および割印のうえ、令和3年5月28日(金)までに郵送または持参してください。

※土地売買契約は、必ず落札者名義で締結してください。連名で参加した場合は、必ず申込者全員の名義で締結してください。

※すでに納付された入札保証金については、全額を契約保証金に充当します。なお、契約保証金 には、利子を付しません。

※落札者が期限までに契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、納付している入札保証 金は寒川町に帰属されます。

(3)土地売買契約書(寒川町保管用のもの1部)に貼付する収入印紙代、その他本契約の締結および履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

## 9 売買代金の支払い

売買代金から契約保証金を除いた金額を、寒川町が発行する振込書兼納入通知書・領収書等により令和3年6月28日(月)までに一括納付してください。

※納期限までに寒川町が納付を確認する必要があります。町が発行する振込書兼納入通知書・領収書等で支払いをすませてください。領収書の写しをファックスまたはEメール(写真添付)でお送りいただく場合もありますので、ご了承ください。

※入札保証金の口座に振り込まないでください。必ず町から発送された振込書兼納入通知書・領収書等で振り込んでください。

※売買代金が期限までに完納されないときは、売買契約を解除することがあります。この場合、契約保証金は寒川町に帰属されます。

# 10 土地の引き渡し・所有権移転登記

寒川町は、売買代金の納付の事実を確認した後、現状での引渡しとなります。登記手続きについては、町で行います。詳細は、町から連絡いたします。

登録免許税および不動産取得税は、落札者の負担となります。

所有権移転後に発生する費用は、すべて落札者の負担となります。

## 12 その他注意事項

開札前に、天災その他緊急やむを得ない理由等により入札を執行することができないと認めるときは、入札の執行を延期し、または取り消すことがあります。なお、この場合において、入札のために要した費用を寒川町に請求することはできません。

売買契約を締結した後、物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

落札者は、売買契約を締結した後、物件に数量の不足隠れた瑕疵のあることを発見しても、 売買代金の減額もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできません。

建物を建築するに当たっては、建築基準法および県、町の条例等(地区計画)により指導等がなされている場合がありますので、前もって関係機関にご相談のうえ、協議しておいてください。

その他詳細は、令和3年度公有財産売却一般競争入札による案内書によるものとします。

#### 13 入札及び契約に関する事務を担当する部局

(1) 区分番号 R3-01

壳却物件名 寒川駅北口 宅地 115.46 m<sup>2</sup>(高座郡寒川町岡田一丁目4番2)

ア 名 称 寒川町拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所

イ 所在地 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165番地

ウ 電話番号 0467-74-1111 (代表)

(2) 区分番号 R3-02

壳却物件名 寒川駅北口 宅地 136.37 m<sup>2</sup>(高座郡寒川町岡田一丁目8番17)

ア 名 称 寒川町拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所

イ 所在地 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165番地

ウ 電話番号 0467-74-1111 (代表)

(3) 区分番号 R3-03

売却物件名 寒川駅北口 宅地 201.58 m<sup>2</sup>(高座郡寒川町岡田一丁目 20番 11)

ア 名 称 寒川町拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所

イ 所 在 地 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165番地

ウ 電話番号 0467-74-1111 (代表)